

はじめに (P1) ・以下の都市計画についての見直しの方針 ①都市計画区域マスタープラン ②都市再開発方針等 ③区域区分 ・社会経済情勢の変化に対応するため、概ね5年毎に定期見直しを実施（前回見直し：H21、H22） ・H27年度を目途に都市計画変更	
I 現状に対する認識と課題 (P2)	
1 兵庫県の都市計画区域の現状 (P2) ・都市計画区域及び区域区分の指定状況 ・都市計画区域マスタープラン等の策定状況	
2 上位計画等の将来像 (P4) (1) 21世紀兵庫長期ビジョン (H23. 12) (2) まちづくり基本方針 (H25. 3) ・安全・安心のまちづくり ・環境と共生するまちづくり ・魅力と活力あるまちづくり ・自立と連携のまちづくり (3) 都市計画に関する諸制度の今後の展開について 都市計画制度小委員会 中間取りまとめ(国) (H24. 9) ・集約型都市構造化 ・都市と緑・農との共生 ・民間活動の重視	
3 都市計画に関する課題 (P7)	
(1) 人口減少・超高齢社会の到来 背景：県人口の減少、超高齢社会の到来 (H22 国調) 課題：持続可能な生活圏の確保、公共交通ネットワークの維持・確保、地域間交流の促進 背景：鉄道・路線バスの廃止、地域活力の低下	
(2) 防災意識の高まり 背景：東日本大震災による津波被害、集中豪雨による浸水被害 課題：防災・減災の取組	
(3) 都市の維持管理コストの増大 背景：都市基盤施設の老朽化、長期未着手の都市計画道路等の存在 課題：都市基盤施設の戦略的な維持管理・更新、都市基盤施設整備計画の適切な見直し	
(4) 地球環境への配慮 背景：東日本大震災を契機としたエネルギー需給の変化、市街化区域内農地を緑地空間として評価する取組 課題：低炭素・循環型社会の構築、都市と緑・農との共生	
(5) 産業構造の変化 背景：大規模工場の閉鎖、大規模集客施設の立地による渋滞発生、中心市街地の衰退 課題：土地利用転換への対応、大規模集客施設の立地調整	
(6) 地方分権の進展 背景：市町合併による行政区域の広域化、市町への都市計画決定権限の委譲 課題：市町との役割分担	

II 目指すべき都市づくり (P10)

1 安全・安心な魅力ある都市空間の創出 (P10)

(1) 総合的な防災・減災対策による安全な都市づくり

- 地震・津波対策の強化
- 台風や集中豪雨による浸水被害や土砂災害に対する総合的な治水対策や災害に強い森づくりの取組

(2) 誰もが健康で社会参加できる安心な都市づくり

- ユニバーサル社会づくりの推進
- 医療・福祉施策との連携を通じた高齢者の社会参加や外出の促進

(3) 地域資源を生かした魅力ある都市づくり

- 住民が主体となった地域活性化の取組を促進
- 複数市町の区域にわたる広域的な景観の保全・創造
- 幹線道路沿道等における良好な景観を阻害する施設への対応

2 都市経営のマネジメント (P11)

(1) 成熟社会における効率的な都市基盤施設整備

- ストックの長寿命化等、戦略的な維持管理・更新
- 将来に必要な施設サービスの質と量を踏まえた適正な配置及び効率的な管理運営による公共施設の再配置
- 都市計画決定されている施設等の定期的な見直し
- 地域特性に応じた柔軟な市街地整備

(2) 民間投資の誘導

- 都市活動の中心的な役割を持つ民間投資の適切な誘導
- 一定の人口密度をもった地域の形成
- 都市計画法等の特例制度や税制優遇・補助等による立地支援の実施
- PPPやPREなどによる民間活力の活用

3 持続可能な都市構造の形成 (P12)

(1) 拠点連携・集約型都市構造化（複数の拠点における居住・都市機能の集積と拠点間のネットワーク化）

拠点連携・集約型都市構造化の実現に向けた基本的な考え方

- 各市町や地域毎に一定のエリアに居住を集積
- 都市の拠点となる地区に都市機能を集積
- 居住を集積するエリアから拠点へのアクセスを確保
- 拠点間を交通ネットワークで有機的に連携

(居住の集積)

- 現在の市街地を中心としたエリアへ住み替えの促進
- 市街地の縮小

(都市機能の集積)

- 人口規模に応じた都市機能集積
- 隣接都市間での調整・連携に留意
- 適切な都市基盤施設整備や民間投資の誘導

(拠点の整備)

- 居住の集積を図るエリアからの公共交通によるアクセスの確保
- 拠点内での歩行環境の整備

(拠点間の連携)

- 都市機能の相互補完のため交通ネットワークで拠点間を連携

(災害時の対応への配慮)

- 都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市機能の配置とそれらの有機的連携（農山漁村集落）
- 地域の実情に応じた対応

■ 拠点連携・集約型都市構造化のイメージ

拠点連携・集約型都市構造化による効果

- 拠点連携・集約型都市構造化を図ることで、以下の課題解決に資する

生活利便性の確保

医療・福祉施設、商業施設等にアクセスしやすい高齢者等が歩いて暮らせるまち
まちの賑わいや生活の質の維持・向上

財政負担の軽減

都市基盤施設の維持管理・更新の効率化
公共交通や福祉サービスの効率的提供

都市の低炭素化

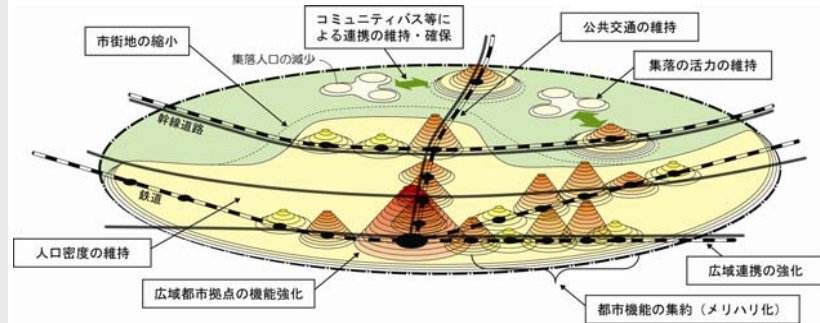
自家用車から公共交通への転換
市街地の集積を生かした効率的なエネルギー利用

(2) 地域の実情に応じた都市構造の方向

- ・地域毎に、都市機能の既存集積ストックや交通インフラの整備状況、地域形成の経緯、自然環境等の実情や将来像を踏まえ、特色を持ったものとする

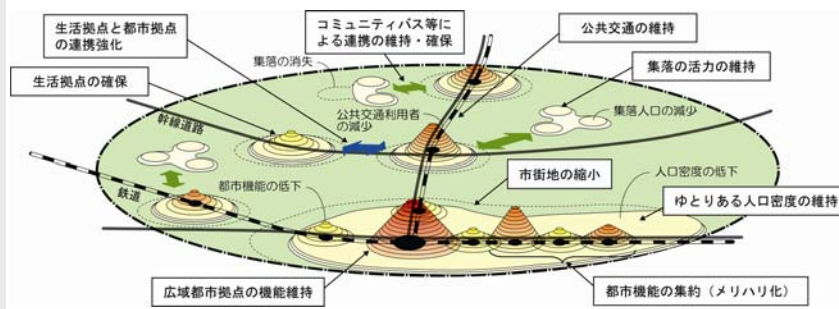
ア 神戸・阪神地域 約330万人（平成22年）→約289万人（平成52年）約△12%

- ・民間投資の促進により広域都市拠点の機能強化
- ・国外・県外との広域連携を強化し国際競争力を強化
- ・利便性の高い公共交通ネットワークを生かし、隣接する拠点間での都市機能を集約（メリハリ化）
- ・都市機能が集中する駅周辺への居住集積による高密度の人口維持
- ・市街化圧力の低下に対して、市街地郊外において緑地化を図りつつ、市街地を縮小



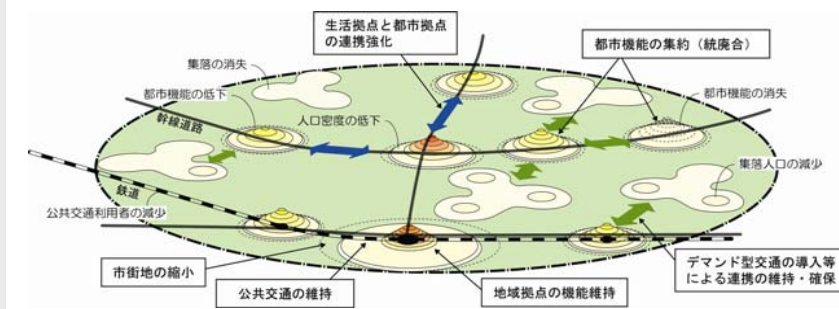
イ 播磨地域 約186万人（平成22年）→約149万人（平成52年）約△20%

- ・都市機能の更新や国際的な観光交流の促進により広域都市拠点の機能維持
- ・隣接する拠点間での都市機能を集約（メリハリ化）
- ・内陸部での交通結節点における地域拠点としての都市機能を維持
- ・交通結節点以外の地域拠点は生活拠点としての都市機能の維持及び他の地域拠点との連携強化
- ・市街地内の農地等を生かしつつ、市街地の縮小によりゆとりある一定の人口密度を維持
- ・地域の将来像や実情に応じ、集落の計画的なまちづくりを促進



ウ 但馬・丹波・淡路地域 約44万人（平成22年）→約29万人（平成52年）約△32%

- ・都市機能の集約（統廃合）や拠点間の連携強化による都市機能の代替又は相互補完
- ・交通結節点における地域拠点としての都市機能の維持
- ・平地部の市街地（まちの区域）における市街地の縮小
- ・地域の将来像や実情に応じ、デマンド型交通の導入や物流システムに対応した情報通信ネットワークの強化等による拠点と集落間の連携維持・確保



(3) 持続可能な都市構造の実現に向けた土地利用の規制・誘導

- ・現在区域区分を定めている都市計画区域において、引き続き区域区分による土地利用コントロールを実施
- ・開発許可制度のさらなる弾力的な運用や地区計画制度等の活用による市街化調整区域における計画的なまちづくりを促進
- ・緑条例の土地利用の考え方を基本とし、都市計画法に加え他法令の規制誘導手法を活用した、非線引き都市計画区域等における重層的な土地利用コントロールを促進
- ・宅地化を前提としていた市街化区域内農地を都市に必要な緑地空間として活用し、その多面的機能を生かした、都市と緑・農の共生による質の高い都市環境を創出
- ・大規模な工場の移転等に伴う土地利用転換に対する、用途地域の変更や地区計画等の決定等による望ましい市街地環境への誘導

Ⅲ 各都市計画の見直しの考え方 (P22)

Ⅲ-1 都市計画区域マスタープラン (P22)

(1) 目標年次

- ・21世紀兵庫長期ビジョンの展望年次である平成52年の都市の姿を展望しつつ、平成32年を目標年次とする

(2) 策定単位

- ・広域的な圏域として設定する6地域毎に、複数の都市計画区域を対象とした一体の都市計画区域マスタープランを策定

(3) 構成及び記載内容

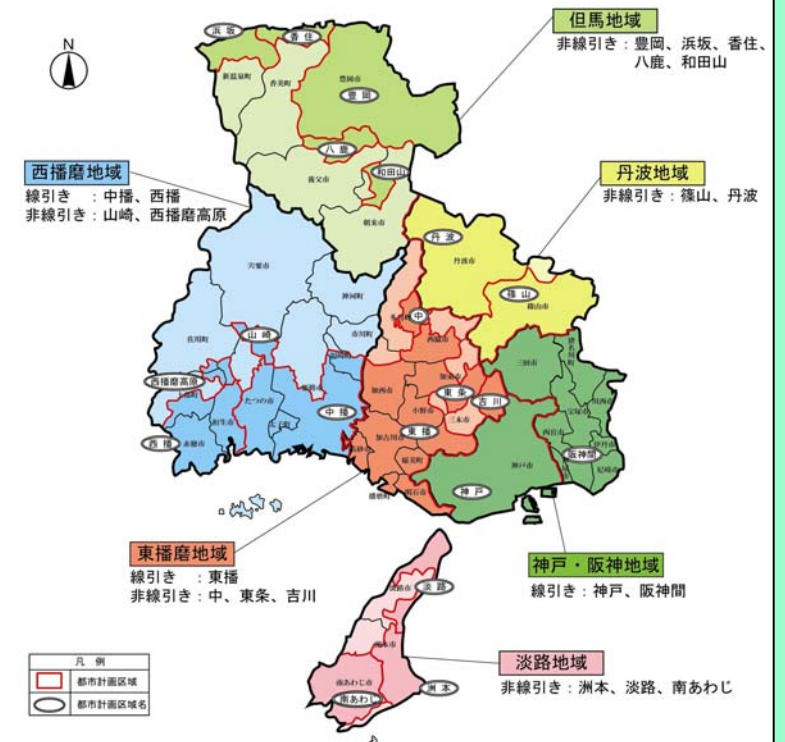
- ・広域的・根幹的な内容についての記載を充実
- ・「都市づくりの基本方向」と「地域別方針」から構成

都市づくりの基本方向

目指すべき都市づくりとして、安全・安心な魅力ある都市空間の創出、都市経営のマネジメント、拠点連携・集約型都市構造の形成を示す

地域別方針

地域毎に、地域の都市づくりの目標、土地利用、市街地整備、都市施設等の都市づくりに関する方針を記載



■ 都市計画区域マスタープランの地域区分

Ⅲ-2 都市再開発方針等 (P27)

(1) 都市再開発の方針

- ・既存ストックの有効活用や大規模工場の移転跡地等の適切な利活用
- ・鉄道駅周辺等の拠点となる地区への都市機能の強化、維持
- ・周辺景観との調和、身の丈にあった再開発の推進、民間活力の積極的活用等に配慮

(2) 住宅市街地の開発整備の方針

- ・「兵庫県住生活基本計画」との整合
- ・計画的な市街地の整備開発が必要な地区の重点地区への位置付け

(3) 防災街区整備方針

- ・密集市街地等の防災上危険な地域の検証
- ・事業の進捗や地域住民の意識を踏まえた防災再開発促進地区の見直し

Ⅲ-3 区域区分 (P29)

(1) 目標年次におけるフレームの設定

- ・基準年次：平成22年
- ・目標年次：平成32年
- ・人口フレーム方式による市街化区域の規模の設定

(2) 市街化区域への編入

- ・既に市街地を形成している区域又は計画的な市街地整備が行われる区域のうち、事業の妥当性及び確実性を備えた必要最小限の区域を編入

(3) 市街化が見込めない区域の措置

- ・当分の間市街化が見込まれない区域は市街化調整区域へ編入
- ・市街化区域内の活用・保全することが望ましい集団的な農地、山林等については、生産緑地地区等を指定

(4) 市街化調整区域の土地利用

- ・特別指定区域制度や地区計画の活用等により秩序ある土地利用を誘導